

## 平成29年第2回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成29年6月6日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
12番	石田 彬良 君	13番	小川 洋一 君
14番	塚田 秀知 君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副町長	岡 由樹夫 君
教育長	小川 浩子 君	会計管理者 兼会計課長	山口 守 君
総務課長	橋本 民夫 君	企画財政課長	佐藤 美彦 君
税務課長	笹沼 公一 君	住民課長	薄井 桂子 君

生活環境課長	大 武 勝 君	健康福祉課長	立 花 喜久江 君
子育て支援課長	稲 澤 正 広 君	建設課長	穴 山 喜一郎 君
農林振興課長	坂 尾 一 美 君	商工観光課長	板 橋 了 寿 君
総合窓口課長	藤 田 善 久 君	上下水道課長	田 代 喜 好 君
農業委員会 事務局 長	大 森 新 一 君	学校教育課長	薄 井 健 一 君
生涯学習課長	益 子 雅 浩 君		

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

事務局 長	高 林 伸 栄	書 記	岩 村 房 行
書 記	長 家 佳奈子	書 記	村 上 明 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回那珂川町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚田秀知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、阿久津武之君及び13番、小川洋一君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（塚田秀知君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

定例会の会期は、本日から8日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から8日までの3日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（塚田秀知君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、請願・陳情の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに議長宛てに提出があり、受理したものは請願が1件、陳情が1件でありまして、お手元に配付した請願文書表及び陳情等文書表のとおりであります。

この請願及び陳情の取り扱いについては、5月30日開催の議会運営委員会で審議いたしました。

まず、請願であります。受理番号1、「馬頭処分場への放射性廃棄物の搬入反対決議に関する請願書」は、教育民生常任委員会に審査を付託することにいたしました。

陳情であります。受理番号1、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情」は、教育民生常任委員会に審査を付託することにいたしました。

次に、去る3月27日に召集された南那須地区広域行政事務組合議会臨時会について報告いたします。

付議事件は監査委員の選任同意であり、岡 敏夫監査委員の辞任に伴い、那須烏山市東原の瀧田春夫氏の選任に同意しました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告をいたしますが、詳細はお手元に配付した資料のとおりであります。

主なものを申し上げます。

3月19日、消防団第二分団第4部の新詰所落成式並びに消防車入魂式が馬頭東小学校バス駐車場敷地内で行われ、出席をしました。地域の防災拠点が完成し、新しいポンプ車も配置したわけですが、これらが予防消防のために活用されることを願うものであります。

3月28日、地域おこし協力隊活動報告会が小川総合福祉センターすこやか共生館において開催されました。協力隊員がそれぞれのテーマを設定し、活動している様子をうかがいました。これからも町の振興のために活躍されることを願います。

4月6日から10日間、「春の交通安全県民総ぐるみ運動」が展開されました。議員各位にも朝夕の街頭監視活動等にご協力をいただいたところであります。近年、高齢者ドライバーの悲惨な交通事故が増加傾向にあるようです。ふだんから安全運転意識の普及や高揚に努めていかなければならないと思っております。

4月12日、新たになった認定こども園の開園式がなかのこ認定こども園、ひばり認定こども園、わかあゆ認定こども園の3園でとり行われました。本町の子育て環境の充実に貢献し、全ての子供たちが穏やかに成長されることを願うところであります。

5月19日、那珂川町戦没者・消防殉職者合同追悼式が小川総合福祉センターあじさいホールでとり行われました。戦後70有余年が経過しましたが、とうとい犠牲によって築かれた今日の日本の平和と繁栄を永久に守るべく、たゆまず努力することをお誓いしたところであります。

5月31日から6月1日にかけて、全国町村議会議長・副議長研修が東京都で開催され、私と佐藤信親副議長が参加し、本町議会の基本条例制定時にお世話になった新潟県立大学の田口一博准教授による議長・副議長のあり方などの講義を受けてまいりました。今後の議会運営に役立てたいと思っております。

次に、議長への報告のあった各委員会の開催状況ですが、3月24日及び4月21日に議会改革特別委員会を開催し、議員定数について協議をしました。

議会広報特別委員会は3月24日から5月19日までに議会だより第47号の編集等のために4回開催しました。

最後に、議会運営委員会につきましては、5月30日に開催し、今期定例会の審議日程について、協議をしました。

以上、諸般の報告といたします。

---

## ◎行政報告

○議長（塚田秀知君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第2回定例会にご出席をいただき、大変ありがとうございます。

今月には関東地方も梅雨入りし、これからは台風や大雨などに伴う河川の増水や土砂災害等、注意が必要なシーズンに入っております。

町民の皆様におかれましては、事前の備えはもちろん、防災情報や気象情報の確認、また、隣近所への呼びかけなど、防災意識の向上に努めていただきますようお願いいたします。

さて、ことしで15回目を迎えた「花の風まつり」は100近くの団体、個人が参加し、町内70カ所余りの会場において、多彩なイベントが開催されました。町は行革を推進する上での大きな柱の1つに協働のまちづくりを推進しております。協働の最たる事業がこの「花の風まつり」ではないかと考えております。年々、回を重ねるごとにイベント等が多彩になり、町外からのお客様も増加してきており、にぎわいが大きくなってきていることはまことに喜ばしい限りであります。

ことしは期間中に約3万人を超えるお客様にお越しいただき、町が有する地域資源や観光資源、そして町民との温かな交流、おもてなしにより、楽しい時間をお過ごしいただけたのではないかと思います。

それでは、3月定例会以降の行政報告を申し上げます。

3月10日から21日までの12日間、青少年海外体験学習派遣事業が実施され、町内の中学生12名と団長、引率者含め15名が姉妹都市であるアメリカのホースヘッズ村を訪問しました。ことしは大雪に見舞われましたが、現地の方たちからの温かい対応をいただき、小学校の授業参観やホームステイなど、アメリカの学校生活、家庭生活などを感じ取り、貴重な体験ができたのではないかと考えております。

なお、7月10日から19日にかけて、ホースヘッズ村から中学生7名と引率2名が来町することになっておりますので、町を挙げて歓迎したいと考えております。

今後もこの交流事業を通してさらに国際交流が図れるよう、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

3月24日、ひばり幼稚園、小川幼稚園及び馬頭南保育園、大内保育園、馬頭中央保育園、わかあゆ保育園において閉園式が行われ、それぞれの歴史に幕をおろしました。

また、4月12日には、なかのご認定こども園、ひばり認定こども園、わかあゆ認定こども園の3園が従来の幼稚園と保育園の両方の機能と特徴をあわせ持つ幼保連携型認定こども園として新たなスタートを切りました。今後も認定こども園からも多くの子供たちが健やかに成長されることを願っております。

3月23日、町が誘致した優良企業の一つであります株式会社吉野工業所本社を企業訪問し、直接、吉野祥一郎代表取締役にお会いし、雇用のお願いなども含め、今後なお一層のご協力をお願いし、また、日ごろのご支援等に感謝を申し上げてまいりました。

3月28日、すこやか共生館において、地域おこし協力隊活動報告会が開催されました。6名の地域おこし協力隊の28年度における活動報告と参加された町民の方々と地域おこし協力隊との意見交換も実施され、これらの活動を通して新たな地域おこしができますことを願っております。

3月30日から新庁舎において一部業務を開始いたしました。開発センターの解体と外構工事に伴い、開発センターにおいて業務を行っていた農林振興課、農業委員会、建設課、生活環境課と商工観光課が新庁舎で業務を開始しました。ことしの秋には全部供用を開始する予定です。その間、町民の皆様には何かとご不便をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

3月31日から4月2日にかけて、第1回ツール・ド・とちぎが開催されました。那珂川町では、第2ステージの4月1日に町内を競技自転車が駆け抜けました。サイクルロードレースの世界大会を観戦できる機会であったため、多くの町民の方が沿道より猛スピードで走る選手たちへ大きな声援を送っておられました。

なお、第2回大会は今年度末の30年3月に開催される予定です。

4月3日、町職員の辞令交付式を行いました。今年度は9名の新規採用職員が入庁し、職員の総数は207名となりました。定期異動等もあり、新たな体制で新年度のスタートを切りました。

4月6日から15日まで「春の交通安全県民総ぐるみ運動」が実施されました。運動期間中における那珂川警察署管内の事故発生状況は物件事故が7件、人身事故が2件でありました。

4月16日に馬頭高校を考える会が主催した馬頭高校の存続と発展を目指す町民集会在あじさいホールで開催され、「地域創生と学校の役割を考える」をテーマとして、パネルディスカッションなどが行われ、私もパネラーの一人として意見を述べさせていただきました。町民など約300名が集まりました。4月19日、「本物の出会い」栃木デスティネーションキャ

ンペーンのプレイベントとして、国内の旅行会社の方々が那珂川町においでになりました。御前岩物産センターでは、温泉トラフグや八溝そばなどを堪能されたほか、小砂焼体験センターでは絵つけ体験をしていただきました。今回、多くの方にご参加いただき、町の観光資源の一部ではありましたが観光PRをすることができました。来年の4月から6月にかけて行われる本番のdestinationキャンペーンの成功に向けて、関係機関とも連携しながら準備を進めてまいりたいと考えております。

少年スポーツ関係では、馬頭ウィングススポーツ少年団が第31回全日本小学生女子ソフトボール大会県予選会において3位となり、関東大会に出場することになりました。また、小川卓球スポーツ少年団が第36回全日本クラブ卓球選手権大会栃木県予選会の男子小・中学生の部において準優勝し、全国大会に出場するほか、小川卓球スポーツ少年団出身の作新学院高校1年生の小泉涼太選手が第67回関東高校卓球大会栃木県予選会男子ダブルスにおいて優勝し、関東大会に出場いたしました。

少年野球では、小川那珂クラブスポーツ少年団が第10回ガスワンカップ学童軟式野球大会栃木県大会において優勝し、関東大会に出場します。また、馬頭ラッキースポーツ少年団が高円宮賜杯第37回全日本学童軟式野球大会栃木県予選会において優勝し、全国大会に出場します。それぞれ関東大会、全国大会でのご活躍を期待いたします。

5月9日、育児パッケージ贈呈事業の第1号になられた方においでいただき、贈呈式を行いました。町でお生まれになったお子さんの誕生に対しまして、お祝いの意を表する育児パッケージ贈呈事業を4月から始め、その第1号として小川の内倉さん親子にさまざまなお祝いの品が詰まったパッケージを手渡し、お祝いの言葉を申し上げました。

5月13日から14日の2日間、「ホームステイウィークエンド in 那珂川」が開催され、外国人参加者、ホストファミリーなど約100名が参加され、地元の方々の協力のもと、田植えのほか、ボランティアの方々が準備した料理に舌鼓を打ち、日本舞踊や茶道、和菓子づくりなど、異文化交流活動も行われました。

6月1日には那珂川のアユ釣りが解禁となりました。ことしも遡上量が例年になく多いとお聞きしておりますので、たくさんの太公望の皆さんにお越しいただき、楽しんでいただけることを切望しております。

終わりに、本定例会には報告事項2件、承認事項1件、議案では人事案件のほか那珂川町一般会計補正予算等の5議案を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。



○議長（塚田秀知君） 以上で行政報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（塚田秀知君） 日程第5、一般質問を行います。

---

◇ 石 川 和 美 君

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君の質問を許可いたします。

2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） 改めまして、おはようございます。このところ、気温の変化が激しくて、ちょっと風邪ぎみではございますが、お許してください。

私、3年前の9月議会で初めて一般質問に立ちました。その際、新米が登壇しましたと述べましたが、それは9月の収穫の時期ということも兼ねてそのような表現をしましたが、それから既に3年が経過しました。冷蔵保存しても玄米のままでは価値は上がらないというか下がる一方、そんな感じです。6次化ではないんですけども、自分を加工、PRする必要を感じております。

ちなみに、福島町長もそのときの答弁で私も新米ですと、そのようにおっしゃいました。早いもので、平成25年11月に町長に就任され、任期満了を迎えようとしているのかなと思われま。これまで、実にバイタリティーを発揮し、町政運営に当たられており、多くの町民の評価を得ていると推察するところであります。平成28年度には、第2次那珂川町総合振興計画を策定し、「ひと・もの・自然が融和し、みんなで手を取り合い、元気を生み出すまち」を我が町の将来像と定め、各種の施策に取り組んでこられております。

5カ月後に任期満了を迎えるに当たり、2つの点についてお伺いします。

1つは、1期目の成果と反省点について。

2つ目は、2期目の出馬の抱負についてでございます。

なお、公職選挙法の問題もありますので、差し支えない程度で答弁いただければと思い

ます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 石川議員の私の2期目出馬についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、1期目の成果と反省点についてですが、私は25年11月の町長就任以来、きょうまで那珂川町をもっと明るく、もっと元気になりたいという思いで、基本政策に町民が「働く喜びを実感できる町に」、「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」、「年老いても安心して充実した生活が実感できる町に」の3つの目標を掲げ、町政に当たってまいりました。また、前期の振興計画をさらに具現化するため、昨年度には第2次那珂川町総合振興計画を町政運営の指針として策定し、那珂川町人口ビジョンと那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、第3次那珂川町行財政改革推進計画等のそれぞれの計画とも連動させながら、振興計画等に沿った各種施策を実行、推進しているところであります。

私の政策目標の1つ目の柱、「働く喜びを実感できる町に」については、町内に存在するさまざまな資源のすばらしさを再認識し、町民、団体、企業、行政、全ての人々が手を携え発展させ、みんなが生きがいを持って元気な町になるよう、地域資源を最大限に活用した各種事業や、6次産業化の支援等、農商工バランスのとれた連携を推進してまいりました。特に、農林水産物の付加価値を高めるべく、ブランド化を図り、八溝ししまるや温泉トラフグ、ホンモロコなどは、首都圏のみにとどまらず、今後は全国へ向けて供給ができるようPRを強化してまいりたいと考えております。

また、新鮮な食材を使い、香り豊かな手打ちそばや炭火焼きのアユ、手づくりコンニャクなど、都会では味わうことができない食事と地域の誇りとする緑豊かな自然、那珂川を初めとする清流や温泉、小砂焼など地場産業と連携し、特産品の推奨を進めながら、さらなる地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

さらには、移住・定住を促進する事業として、高手の里に田舎暮らしや農業などの体験をしながら、那珂川町の自然を丸ごと満喫できる中長期型滞在住宅田舎暮らし体験ハウス整備事業を新規事業として今年度において整備する予定です。

また、昨年11月に設立された民間主導のまちづくり会社、創生なかがわ株式会社につきましても、地方創生を推進する核となり、まちおこしや地域の活性化に寄与してくれるものと期待を寄せております。

平成26年度からは、地域振興を図るため、地域おこし協力隊員を採用し、外からの視点で町の魅力を再発見していただき、町外に向けた誘客情報の発信や新たな特産品の開発など、隊員みずからが創意工夫により、各隊員がテーマに沿った取り組みを行っております。当初1名でスタートした隊員は現在7名になり、町の地域資源等を生かしながら、地域に溶け込み活動しております。今後は、町内外の方々が町で起業する場合の起業促進支援、空き家、空き店舗をリノベーションしての商業支援などを推進し、人口増加につながるよう、着実かつ効果的施策の展開を図っていかねばならないと考えております。

2つ目の柱の「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」につきましては、子供は町の宝、町の財産との認識に立ち、全ての子供たちが健やかに成長できるよう、家庭、地域、行政が連携して社会全体で子供を育てることができる子育て支援施策を進めてまいりました。今年度からは、幼保連携型認定こども園3園が開園しました。幼児期の教育、保育は人格形成の基礎を培うものであり、今後とも質の高い教育、保育の提供を関係機関と連携を図りながら支援をしてまいります。

急激な少子・高齢化の進行とともに、核家族化の進行やライフスタイルの変化などにより、妊婦の方々やその家族が孤立化する状況なども否めない昨今であります。そのようなことから、昨年度から出生前の妊娠届け出や母子手帳交付のときから担当保健師と面談や相談を行い、母子保健や育児に関するさまざまな支援ができる関係が構築できるかかりつけ保健師事業を開始しました。

また、一昨年度から出産記念品贈呈事業として、出生届け出時に記念品の贈呈を行っております。今年度からは、事業の拡充を図り、赤ちゃんの誕生を町全体で喜び、健やかな成長を願い、育児パッケージ贈呈事業を始めたところです。町内の先輩ママさんたちが、生まれてくる赤ちゃんのために一針一針愛情を込めて作成してくださった手づくりのパッチワーク小物や、地元の工場で製造された容器を使用しているベビー専用洗剤、地元にある美術館の絵本やTシャツ、マザーバッグ、小砂焼のカフェオレボウルなど、かかりつけ保健師がご自宅へ訪問した際、お届けすることとしました。

さらには、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供することを目的に、母子保健や育児に関するさまざまな悩みなどに応じた支援を実施する那珂川町子育て世代包括支援センターを子育て支援課内に今年度から設置しました。

その他、支援の強化を図っていくための施策として、子供医療費現物支給化年齢の引き上げや、放課後児童クラブの民間委託など、より充実した子育てを支援できるよう進めている

ところでは。

なお、今年度においては、若い世代の定住や移住促進を推進するため、子育て支援住宅整備事業や産婦健診助成事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業等も新規事業として取り組むこととしております。

学校教育の充実については、次世代を担う人材育成と豊かな人間形成において、学校教育の役割は大変重要であり、適正規模での子供たちの健全な教育環境の整備が必要であることから、保護者を初め、地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、統合計画に基づき小川地区小学校の統合、馬頭西小学校の統合を進めてまいりました。また、校舎の大規模改修工事や体育館等の新設、改修、エアコンの設置、スクールバスの配備など、教育環境整備にも力を入れてまいりました。今後とも、将来の那珂川町を背負っていく大切な子供たちをしっかりと町全体で育てていくため、さらに充実した地域全体での見守り支援が行えるような仕組みづくりを構築してまいりたいと考えております。

さらに、地元高校の存続支援として、馬頭高校通学費等補助を実施してきているところであり、馬頭高校を考える会とともに町としての支援を継続してまいりたいと思います。

3つ目の柱の「年老いても安心して充実した生活が実感できる町に」については、今日まで長年にわたり地域の発展のために貢献してこられました高齢者の方々が住みなれた地域で心身ともに健康で安心して生活を送っていただくことができるよう、介護サービスを初めとした保健、医療、福祉のサービスの充実を図ってまいりました。健康寿命を延ばすため、余暇時間の活用や生きがいづくりのための高齢者向け運動教室や健康づくり教室の開催、高齢者の皆さんの豊かな知識や経験を生かした活動の機会や活動の場をつくるための生涯学習活動支援など、地域で活躍していただいております民生児童委員を初めとして、シルバー人材センター、社会福祉協議会とも連携を図りながらシルバーボランティアの育成や啓発活動なども強化してまいりました。今後は、高齢者人口がさらに増加し、介護保険認定者及び受給者数が大きく増加することが予想されます。介護予防を含めた介護保険の総合事業等においては、健康指導、介護支援事業を関係機関と連携を密にして高齢者の皆様方への総合的支援の強化を図るための事業を推進してまいります。

その他、町政全般としては、町民の皆さんの指導により設立されました、なかがわ元気プロジェクト連絡協議会や平成26年度より交流人口の増加を図り、高鮮度、高品質な食材を持ち味にした料理の提供や再生可能エネルギーの取り組みなどをPRするなかがわ元気フェスタを毎年開催してきましたが、年々来場者がふえ、町のイメージアップが図れるイベントに

定着してまいりました。

さらには、ふるさと納税返礼品の拡充を図り、納税額の増加に努めてまいりました。それらを活用してALTの増員や遊具の設置等に活用していったところです。

また、長い間懸案事項でありました北沢地区の不法投棄物の処理についてですが、今年度は県営の産業廃棄物最終処分場として建設が始まる予定です。

地域振興策として、和見地区の県営圃場整備事業も着手され、環境学習施設の整備のほか、新那珂橋にかわる橋梁の新設促進についても県の支援計画に盛り込んでいただいたところで

す。

私は、環境施策の推進についても、積極的に取り組んでまいりました。前期計画から引き続き、那珂川町環境基本計画後期計画を26年3月に策定し、町の望ましい環境像、基本目標を設け、その達成に向けてさまざまな施策を推進してまいりました。環境への負荷軽減や焼却ごみの削減に向けた生ごみ堆肥化事業の拡充、低炭素まちづくり推進設備等導入事業、バイオマス事業の支援、防災型太陽光発電システム整備事業など、循環型社会を目指す町として今後とも継続して取り組んでまいりたいと考えております。

インフラ整備につきましても着実に取り組んでまいりました。上水道、下水道、道路交通網は町民の皆様にとってのライフラインであり、今後とも新しい橋、道路の整備促進など県や国、関係機関に対しまして積極的に要望してまいります。

また、東日本大震災により被災した現庁舎の損壊に伴い建設を進めてまいりました新庁舎の建設整備は、町民の皆様のご理解と関係者のご協力によりまして今年秋には全て工事が完了し、全面供用開始ができますことは何よりも喜ばしいことと考えております。

最後に、反省点ですが、「皆さんの声が私の知恵袋」は私の町政を担う上での信条としていところであり、町民の皆様のご要望やご意見などをお聞きするため、町政まちづくり懇談会を26年度と28年度において開催しました。しかしながら、皆様から頂戴しましたご意見やご要望にはまだまだ応えられていない点もあると思っております。今後は、いただきましたご要望やご意見について、少しでも多くお答えできるよう努力してまいります。

次に、2点目。2期目の出馬と抱負についてですが、1期目の任期も残すところ半年を切り、これまで町政の運営にお力添えを賜りました多くの皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、残された期間与えられた職務に全力投球する所存であります。多くの方々からさらなるご支援がいただけますならば、この4年間で始めた新しい取り組みや事業を継続して推進し、今、町が抱える課題、懸案事項に対しましても、新たな4年間においてスピード感

を持って解決していきたいとの思いを強くしているところであります。

昨年度策定いたしました第2次那珂川町総合振興計画もまだ緒に付いたばかりであることから、那珂川町をもっと元気に、そして本町の持つポテンシャルを最大限に開化させていくために情熱とより高い目標を持って全力を傾けてまいりたいという思いを持っているところであります。

以上であります。

○議長（塚田秀知君） 石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） ただいまの話をお伺いいたしまして、やや安堵しているところです。

福島町政には、地域活性化を初めとして多くの成果があり、また町の将来、さらに進む少子・高齢化、環境問題などを見据えた施策や仕組みづくり、それを行っていただけると感じました。ぜひとも頑張ってくださいと思います。

1番目の質問は以上で終わります。

次に、2番目の質問に入ります。

新庁舎及び出張所での業務のあり方についてです。

震災以降、念願の新庁舎が完成し、ことしの3月30日より一部供用開始となりました。10月には全ての業務が新庁舎で行われる運びです。また、馬頭庁舎と小川庁舎の分庁方式により行われてきた業務は新庁舎に集約され、現庁舎が廃止となり、小川地区には既存の公共施設を利用した出張所が設置される予定であります。

そこで、新庁舎及び出張所での業務のあり方について伺います。

1つ目、新庁舎に移らない課や組織があるのか。

2つ目、小川地区の出張所は、組織上でどのような位置づけで、どのような業務内容になるのか。

3つ目、出張所はいつ開設される予定なのか。

4つ目、では、その出張所の設置場所はどこになるのか。

以上、4点についてお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 新庁舎及び出張所での業務のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目、新庁舎に移らない課や組織についてであります。施設管理の面から、

上下水道課のほか出先機関については、現在の施設で引き続き業務を行うところがあります。また、現在の小川庁舎で業務を行っています学校教育課、生涯学習課及び議会事務局については、新庁舎へ移動することとなりますが、総合窓口課においては、出張所設置まで暫定的に現在の小川庁舎で引き続き業務を行います。

次に、2点目、小川地区の出張所の位置づけと業務内容についてですが、業務では、町税、各使用料等の収納、各種の証明や住民票の発行等、窓口業務を行うこととし、事務の範囲が複数の課にわたることから総括し、総務課付の出張所とする方向で検討しております。

次に、3点目、出張所の開設時期についてですが、平成29年度は現在の小川庁舎を出張所として位置づけ、現在の総合窓口課配属の職員で業務を行い、平成30年度より新たな場所での出張所を開設する予定で検討を進めているところです。

次に、4点目、出張所の設置場所についてですが、以前の一般質問でもお答えいたしましたが、既存の町有施設を利用して設置する予定であり、小川総合福祉センター、小川公民館、小川図書館のいずれかを利用することで検討しております。

なお、選定に当たっては、町民の利便性はもちろんのこと、配置人数、執務スペース、立地条件、情報通信回線の整備状況等を勘案し検討をしております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） 私の聞きたい1番のポイントは、実は4番目の設置場所についてです。今のご説明を伺いますと、大体イメージがつかめるわけなんですけど、移設につきましては費用がかかると。既存設備で行うというのは当然かなとは思いますが。

ただ、特に小川地区の住民の気持ちとしては、地域の中心になってほしいということも言われております。私もそのほうがいいかなと。しかも、公共機関が走っているというような地区が望ましいのではないかなと。高齢化が進む中、ますますそういったことを考えていくべきではないのかなと思います。その点はどのように考えて3点の場所のあたりから選んでいただけるものかなとちょっと考え方についてお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 先ほど、質問の中で地域の中心、小川地区の中心ということでございますので、この3候補地はいずれも当然図書館は小川庁舎のすぐ近くですし、小川公民館は従来から町民の皆様がご利用いただいた場所です。それから、福祉センターにつきまし

ては、今、いろんな行事で町民の皆様にお使いをいただいている場所がございますので、いずれについても、中心部という形からするとちょっと位置がずれる場所もありますけれども、町民の皆さんの利便性には問題ないのかなと考えております。

また、公共交通機関につきましても、それぞれ公共交通機関がご利用できる部分であり、また、デマンド交通につきましても、当然出張所の位置が決まればそちらにも発着所を設けたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） 大体、公共の交通機関、それを確保するというの是一個のことなのかとも思います。ぜひとも、利便性を失うことなく設置していただきたく思います。

以上で、2番目の質問を終わります。

3番目の質問に入ります。

鮎とマスのつかみどりについてなんですけれども、これは、那珂川町観光協会の恒例のイベントであります。突然なんです、今年度は中止というような話を役員会の方向が示され、実際にそれが決定されたように聞きました。もっとも、けさ9時の段階で協会のホームページを拝見しましたところ、イベントカレンダーには夏祭りと呼んでこの行事が掲載されていまして、もしかすると継続の可能性も残されているのかもしれない。

この鮎とマスのつかみどりは旧小川町時代に始まり、当時の観光協会が主催する交流人口の増加を図る事業の一つであったと聞き及びます。イベントを計画して運営するということは、費用や協力者の並々ならぬ努力が必要であることは十分に承知しております。実際に携わった方の苦労話も幾つか聞いております。しかし、お盆に帰省する親類縁者や子供たちの楽しみになっていたわけで、それを考えますとこのイベントが消えるということは非常に残念でなりません。

そこで、次の点について伺います。

1つ目、どのような理由で今年度は実施できないのか町は把握されているのでしょうか。

2つ目、町は観光協会に対して、毎年約1,100万ほどの運営補助をしているわけですが、この事業そのものに対する補助分が含まれているのかどうか。

3番目、町が積極的に支援して今年度も継続実施するということはできないのか。

4番目、このイベントについて、町は今後どのようにあるべきと考えているのか。

以上、4点についてお伺いします。



○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 鮎とマスのつかみどりについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、今年度実施できない理由の把握についてですが、毎年お盆には鮎とマスのつかみどりを楽しみに帰省している方もたくさんいると聞いております。子供たちがお盆中に楽しめる一大イベントの一つとして観光協会合併前から引き続き実施してきた恒例の事業でもありますので、実施できないというのは非常に残念なことと思っております。5月に開催されました那珂川町観光協会の総会において、今後観光協会が主催しての実施はしないことが決定されましたが、その理由については、多額の費用がかかり、事業自体が赤字であるということ、観光協会会員も高齢化し、炎天下での準備作業から本番に向けての協力していただける会員が少ないということなどが主な理由であります。

次に、2点目、観光協会に対する補助金についてですが、観光協会に対する補助金は年間全体の事業に対する運営補助として支出をしております。平成28年度の事業報告書には、鮎とマスのつかみどりの実績が記載されており、昨年10月に観光協会から町に対して提出された補助金要望の際にも、平成29年度事業計画案の中には鮎とマスのつかみどりが記載されておりました。本年度総会に提出された事業計画には示されてはおりませんでした。

次、3点目、継続実施に対する町の支援についてですが、観光協会総会では実施しないことが決定されております。しかしながら、一方で実施に向けて働きかけをしている人たちがいるという情報もありますので、観光協会にかかわって実施する団体などがあれば、町として意義のある大会でもありますので、支援をしていきたいと考えております。

次、4点目ですが、イベントについての今後の考えについてですが、鮎とマスのつかみどりは花火大会、それから盆踊り大会と同様に那珂川町の夏の目玉イベントとして実施されてきました。今後も町内外の人たちの交流の場としてはもちろんのこと、子供たちがこれらの行事を体験することで那珂川町での貴重な夏の思い出の一つとして次世代へ大切に受け継いでいってほしいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君。

〔2番 石川和美君登壇〕

○2番（石川和美君） 今の商工観光課長の発言で非常に頼もしく感じました。

せっかくの交流人口をふやす、そういったイベントであるわけですので、ぜひとも形を変えていっても実施を進めていただきたいと思います。運営結果が赤字というような話

がありましたけれども、ボランティアを募って実施していけばそれなりの形で、また町や場合によっては県の補助、そういったものも何か存在しそうな感じなので、そういったものを有効活用してぜひとも実施していただきたいなど、そのように思います。

ちなみに、ことは時期的にもう間に合わないというような感じなのかなとは受けとめますが、今後、来年以降、実施していただけるよう、ぜひともよろしく願いいたします。

簡単ですけれども、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塚田秀知君） 2番、石川和美君の質問は終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

---

#### ◇ 大 森 富 夫 君

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君の質問を許可します。

5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 5番、大森富夫です。

質問通告どおり、馬頭西小学校統合問題について、国民健康保険新制度への移行について、米の減反政策廃止に伴う町の取り組みについての3項目について、順次質問をいたします。

地域振興と基礎的な人づくり、町民の健康を守る農家の所得補償と経営を守る観点などから、明朗な答弁を得たいというふうに思います。

最初に、馬頭西小学校統合問題について伺います。

今年度最初の議会、3月議会におきまして、追加議案として提出された馬頭西小学校を廃校とする議案が可決され、来年度、平成30年度から馬頭小学校に統合されることとなりました。

た。小砂小学校と小口小学校が統合され、馬頭西小学校として開校されたのが平成13年でありますから、17年の歴史に幕を閉じることとなりました。

私は閉校に反対をしました。非常に残念なことと思っております。町の合併以前の馬頭町時代におきまして、小砂、小口地域を含む西部地域に小学校をぜひ存続させたいとの地域住民の思いが西小学校として存続させてきたというふうに思っております。地域から小学校がなくなるということは、地域の人口問題を初め、各種の問題を新たに生み出すことになると私は思っています。したがって、町はこの新たな問題に対しての対応を行わなくてはなりません。

そこで、以下の点で町長及び教育長に伺います。

まず、小口、小砂地域から、この西部地域から西小学校がなくなるということについての町長の基本的認識を伺います。

次に、統合は決まりましたけれども、統合のための準備は整っていないのではないかとこのように思います。西小学校PTAの大方がこの認識だというふうに思うんです。そのための準備は、校舎建設大規模改修というようなことじゃなくても、ハードの面だけじゃなくて、児童はもちろん、保護者とともに関係地域住民の思いと、この心理的な配慮などが統合のための準備、これをあわせ持っているというふうに思うんですけれども、この統合のための準備というものはどのように進められているのか伺います。

3点目、来年度、平成30年度から小口、小砂地域の児童の通学方法について伺います。この計画、どういうふうになっているのか、現在小口地域の児童はスクールバスが運行されておりますけれども、今度は小口地域の児童に加えまして馬頭小学校まで小砂地域の児童のためのスクールバスの運行が必要になるかというふうに思います。これも含めまして、今後、児童たちの通学方法、どんな計画がなされているのか伺います。

4点目、先ほど、統合のための準備について、若干触れましたけれども、今年度、馬頭小学校は大規模改修を計画しておりますけれども、これは内容的には老朽化対策、耐震化、統合による児童増加のための新教室設置などになるのではないかとこのように思いますけれども、予算や契約等については今議会にかかっておりますけれども、具体的にこの改修工事、その内容につきまして、議案書も出ているということではありますけれども、この統合問題につきまして、答えられる分についてお答えをいただきたいというふうに思います。

5点目ですけれども、さきにPTA役員から統合1年延期の要望が町長及び議会には請願として提出されてきました。議会では賛成少数で否決されましたけれども、町長の正式見解

というものは公にはされていないというふうに思います。そういう状況を鑑み、町長はこの要望についてはどのように捉えていたのか、この機会に伺っておきたいというふうに思います。

6点目、統合により、新たなマイクロバス、購入するかどうかわかりませんが、こういったものも含めまして経費負担増ということは確かなものになるんだろうというふうに思います。財政負担の変化というものは、これまでの西小学校存続されてきたときと、その状況変化はどういうふうになるのか伺っておきたいというふうに思います。

以上、最初の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 馬頭西小学校の統合についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、地域から小学校がなくなることについてですが、去る3月議会定例会において、町立学校の設置に関する条例の一部改正についての審議をいただき、平成30年4月に馬頭西小学校を馬頭小学校に統合することが議決されました。議決に至るまでの間、地域の皆様の初め、PTAの皆様には統合についてご理解をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

教育の機会均等の観点からも子供たちの健全な教育環境の向上には、適正規模を維持する上で速やかな統合が必要であると考えております。地域の皆様にとっては、学校は地域のシンボルであり、よりどころでもあることから、私も地域に学校がなくなるということは、大変寂しいと考えております。

次に、5点目、町長の見解ということですので、統合1年延期の要望についてですが、町立馬頭西小学校統合時期に関する請願が2月に議会に提出され、教育民生常任委員会に付託されるなど、議会でも十分に審議がなされたものと思っております。教育民生常任委員長から附帯意見が付された審査結果が報告されておりますことから、保護者の思いを十分に受けとめて、円滑な統合となるよう進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長（小川浩子君） ご質問の2点目ですけれども、統合準備の進め方についてお答えします。

円滑な統合ができるよう、準備委員会を設置して進めることとしております。先月、第1

回の準備委員会を開催し、設置要綱、役員を選出、専門部会の構成、今後の進め方などを協議いたしました。専門部会は通学対策部会、引っ越し引き継ぎ部会、閉校記念事業部会の3つの部会からなり、今月第1回の各専門部会を開催する予定となっております。今後、円滑な統合に向けて、年内の取りまとめをめぐり協議を進めてまいります。

次に、3点目、児童の通学方法についてですが、統合後の馬頭小学校への通学方法については、スクールバスの利用を考えており、今後運行経路や乗降場所等、準備委員会の通学対策部会で十分に協議をしてまいります。

次に、4点目、馬頭小学校大規模改修工事についてですが、本年度は南側校舎である管理棟、普通教室棟の改修を予定しております。現在、仮設校舎を建設中であり、8月中には完成し、その後に校舎の改修に本格的に着手し、来年2月には完成する予定となっております。

次に、5点目は町長がお答えしましたので省かせていただきます。

6点目、統合による町の財政負担の変化についてですが、冒頭、町長が申し上げましたとおり、教育の機会均等の観点からも適正な規模における子供たちの健全な教育環境の整備が必要であり、円滑な統合を図るために受け入れ校である馬頭小学校においても、補助教諭や加配教員等の体制整備等が必要となることから、一概に財政負担の軽重を申し上げられるものではありませんので、ご理解ください。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 地域から小学校が消滅する、なくなっていくということは、非常に重大な問題だというふうに思います。幸いにして、小口地域にはもうひとつの美術館をもって校舎自体はそういうことで運営されているんですけども、子供たちがその地域で学べないということは、教育の機会均等と同時に、地域における学校の中央だけに集中していくような傾向、これは全国的には東京に集中するというような傾向で、町としてみれば、町の中心部にそういう学校とか医療関係、その他の住民が必要としているものがそういったところに集中していく偏向というものが非常に問題だというふうに思います。学校がなくなれば、そこに新たに移り住んで学校に通わせるということもできなくなっていくわけですし、教育問題だけにはとどまらないということが見えてくるわけです。

基本的な認識におきまして、諸問題が出てくるということがわかるわけですけども、その中で、とりわけ小砂地域では、地域振興、あるいは自然を生かしていくという、そういう

ことをもって地域が輝くような取り組みにしていきたいということの一つに、美しい村の取り組みがなされているわけです。この取り組みは、町のイメージとして美しい村、このイメージアップとして大きな取り組みというふうに捉えられてはいると思うんですけども、そこに学校がないということになれば、その取り組んでいる人たちにしてみてもがっかりするようなことになる1つの材料になってしまうのではないかとこのように思うんです。

そこで、この日本で最も美しい村の認定を受けている小砂地域から学校がなくなるということにつきましては、町長はどのような見解をお持ちなのか伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 大森議員のおっしゃること、私もわかります。最初の答弁で、町長はどう考える、大変寂しいことだ、このようにお答えいたしました。美しい村から学校がなくなること、当然、その地域の方々にとっては非常に寂しいことである、このように考えております。ただし、美しい村の必要最低条件に小学校があること、学校があることというのは、私の認識の中ではないと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 保育所も廃止されて、保育所の施設を利用する、何とかで利用するというようなことにはしておりますけれども、現実にもう廃校ということが決まってしまった以上、この校舎の問題も出てくるかと思えます。この廃校された校舎については、どんなふうな考えをもって活用するか、あるいはどういうふうにするのか、ちょっと伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げます。

ただいまの質問は通告書に入っておりません。逸脱しておりますので、関連質問の範囲を超えています。よって、通告内容に沿って簡潔明瞭に質問していただきたいと思えます。

5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 全然関係なくはないとは思いますが、西小学校の廃校ということになるわけですから、じゃ廃校の校舎自体はどうするんだということの話もあるんで、全く関係ないというふうには言えないというふうに思うんですけども。

それでは、2点目の馬頭小学校の大規模改修工事、この竣工。実際に統合となるわけです

けれども、児童たちの融和、そのためには、児童たちに限らないと思うんですけども、父兄も含みますけれども、交流事業というものが取られるわけですけども、そういう事業を進める中で、児童の陳情、あるいは要望書も出されたのに含まれるわけですけども、安全対策です。安全対策はどういうところに配慮して、もしものことがあってはならないわけです、児童の事故が起きる、工事車両が頻繁に出入りするということになるわけですから、安全対策がどうしてもきちんとしていかなければなりません。そのことについてはどういうふうなことを考えているんでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 3月の議会定例会においてもお答えをしているかと思えます。

大規模工事につきましては、仮囲い、それから工事車両の進入路、それから児童・生徒が入る進入路、それを分けまして、その辺も安全上一緒にならないようにということで配慮をしながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 大きな問題として、西小学校が廃校されるということでもって、教育の機会均等とありますけれども、地域における学校の、小口地域、小砂地域の人にしてみれば、学校がなくなるということで、全然西部地域に学校がなくなるということについてを非常に町長の言葉で言えば寂しいということに、確かに寂しくなる。せめて、西部地域に小学校が欲しいと。統合されても小砂地域にあるということで存続されてきたわけですから。

そういう地域の人たちの気持ちというのは、町長の言葉で言えばそういうことになるんだけれども、それだけでは済まなくなるわけで、実際に、本当のことをいえば経済的なことが裏に大きくあるのではないかというふうに私、常々思っているんです。統合されてもこれも体育館は建てない、プールもつぐらない、運動場の拡張とか整備をするというようなことは全然取り組んできていなかったわけですよ。これ、町政においてはそういうふうに統合を前提にして考えてきたからということはないのかということ強く思ってきたわけです。経済性のことについては、教育長答えてなかったわけですけども、実際は、その背景にそういうことがあるんで、次から次に各地域の学校をなくしていくことに町はしてしまったのではないかと。したがって、そういう地域から人口がどんどん減ってっちゃうということにつながる。こういうことが、全面的にそういうことをいうことは不可能かもしれな

いけれども、大きな要因になっているのではないかというふうに思うんです。教育を受けさせれば、そういう思いは学校がなければ実現しないわけですから。そこを学校をなくしちゃうという、逆行するようなことをしてきたのではないかというふうに思うんです。これまでも経過を見て、実際、統合と決まってしまうわけですがけれども、私はそのところの経済性の問題も強く言っておきたいというふうに思うんです。これでは人づくりは進まない、進められないというふうに思います。

次の質問に移ります。

次に、国民健康保険新制度への移行について町長の見解と取り組みについて伺います。

町の行政は、町民の健康を守る義務を負っているというふうに思います。平成28年度から平成37年度までの那珂川町第2次総合振興計画においては、「元気で明るく暮らせるまちをつくる」として医療・保健の充実、高齢者福祉・社会福祉の充実、児童福祉・子育て支援の充実、社会保障の充実をうたっています。当町の人口動態は減少の傾向が進んできて、5月1日現在、栃木県県民生活部が発表した人口におきましては、1万6,322人、前月比マイナス35人、世帯数は5,823世帯です。少子・高齢化の進行は依然としてやみません。先ほどの馬頭西小学校の統合問題も来年度統合しなければ、存続したときにということをして次の入学者ということを見てもとたった1人だったんです。だから、地域の人口減少はこういうふうに深刻なものになっているわけです。次の年には回復するという人数にはなっていましたけれども、相対的に人口が減っていく中で、高齢者人口が多くなっているというのが現実。町は多くなっていく高齢者のみならず、全ての町民の健康を守っていかなければなりません。さらなる社会保障の充実が求められているというふうに思います。

このようなときに、地域医療の大きな柱の一つとなっております国民健康保険制度が来年度、平成30年度から新制度に移行するということになりました。この事態におきまして、被保険者におきましては、この内容は一体どういうふうになるのかと。実際に医療機関にかかっている人に見れば、そういう心配や不安というものは尽きないというふうに思うんです、町の手から離れることになるわけですから。

そこで以下の点について伺いたいというふうに思います。

この新制度について、まだまだよくわからないことが多いというふうに思います。明確な変更点について伺っておきたいというふうに思います。これが1点です。

次に、新制度へ移行する前に被保険者への説明というものをきちんとわかりやすくしていかなければならないというふうに思うんです。この進め方について伺います。



3点目は、新制度は今の保険制度の中で基金が億単位でも積み立てていられたような時代もありました。今は全然ありません。そういう状況で移管するといえますか、町の手から離れるということになっていくわけなんですけれども、そうしますと全体ならして県のレベルでそれではその町のそれぞれの状況が違う、市町の状況が違うということになって、あなたの町ではもっと財政負担をしてもらわなければならないというような、こういうことが出てくるのかどうか、そういうことも含めまして、新制度移行における財政負担、とりあえず町の財政負担ということについて伺っておきたいと思います。

4点目は、一方、そういう県レベルでならせるような状況になった場合に、それではこれまでの町のときの時代と違って、あなたの町の被保険者の負担というのは軽かったよと。この県レベルにあわせなくちゃなりませんよということになれば、被保険者の負担増ということになってくるのではないかとこのように私は思うんですけれども、この被保険者の負担増ということについてはどういうふうになるのか、この点を伺っておきたいというふうに思います。

以上、4点です。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 国民健康保険新制度への移行についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、変更点についてですが、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことにより、都道府県が財政運営の経営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るものです。給付に必要な費用は、全額都道府県が市町村に交付し、市町村は都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を納付することになります。また、市町村は従来どおり、被保険者証等の発行といった資格管理、保険税率の決定や賦課徴収、保険給付、特定健診、特定保健指導といった保険事業を実施していくこととなります。

なお、30年度の一斉更新から新しい被保険者証等には、都道府県名が表記されることになり、更新時期も10月1日から8月1日に変更となります。

次に、2点目、被保険者への説明についてですが、10月の被保険者証の一斉更新にあわせ、加入世帯にお知らせしたいと考えております。また、国・県等から情報が入り次第、ホームページや町広報等で随時広報してまいりたいと考えております。

次に、3点目、町の財政負担についてですが、町は県より示される国保事業費納付金を納付するため、提示される標準保険料率等を参考に町の保険料率を決定し、賦課徴収し納付します。保険給付に必要な費用は全額県から交付されることから、町の財政負担部分は従来と変わらないものと考えます。

次に、4点目、被保険者の負担についてですが、国から納付金等の算定に向けた交付の考え方がこれから提示され、本年10月下旬までには仮係数が、12月末までには本係数が提示される見込みであります。その後、県において納付金の確定がされ、30年1月には町に対し通知が来る予定となっております。町は、この通知に基づき保険税を算出しますが、現在、町の保険料率は資産割、所得割、均等割、平等割の4方式をとっております。栃木県では、平成30年度以降目指すべき算定方式案を3方式としていることから、那珂川町におきましても制度改正に向けて課税方式、税率等について県の動向を見ながら、国保運営協議会においてご協議をいただき、慎重に検討してまいりたいと考えております。

税率については、標準保険料率が示された後に決定することとなりますが、年々医療費が伸びている現状からしますと、被保険者の負担増も懸念されるところです。今回の改正では、国保の財政運営の仕組みが変わることに伴い、被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための措置として、激変緩和の方策も考慮されているところです。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 国保の新制度への移行というのは、非常に各被保険者におきましていろいろな問題を生起させてくるものと思います。

そこで私は、先ほど保険証の交付もうちの県に移管するわけですから、県のほうで出すんでしょうけれども、滞納しているとか、滞納していて保険証を受領できないという人もいると、こういう事態になっているからで、最小限にしていくために少しでも納めてもらって短期保険証を発行してもらおうというようなことを町で取り組んできたわけですが、こういった事態に対しまして、この新制度移行になった場合に、そういう町の努力というようなことは県も同じようにやっていくんだろうかどうかということも思うわけですが、この点ではどんなふうな見解になっているんでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 従来どおり、被保険者証の発行とか資格管理、保険料率の決定等

の賦課徴収については町がやりますので、その点に関しましては、今までどおりに努力してまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） ぜひ、町としての努力というのを、極力保険証が発行されないような資格証明書というようなことにとどめておくようなことはやめてもらいたいというふうに思うんです。保険証がないと医療機関にかかった場合に現金で医療費を納めなくちゃならないということになるわけですから、ふだんでも経済的に困難な方で保険料が納められないということになっているというふうな方々が少なからずいるわけです。お医者さんにかかれないということになれば命を縮めるということになるわけですから、そういうことは極力町としてないようにしなくちゃならないというふうに思っています。

そこで、今までやってきた実務等については町が引き続きやるということになるわけですが、じゃ、なぜ県に移管するということになるんだということに考えがいくわけですが、一体、町と県との関係では、町民の健康を守るという最大の皆保険ということの一つの中にある保険制度が本当に生かされるということで、町は県に対して町民の健康を守るということと物を言うことということについては、どういうことが町として取り組まれるんですか。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） ただいまの質問の県に物を言うということですが、保険事業自体は特に今までどおりなので、医療費適正化はそういうものに対しての保険事業等は今までどおり以上に進めてまいりたいというふうに考えております。県は、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営を効率的な事業の確保等のために国保運営の中心的な役割を担うということで、町は今までどおり個々の事業に応じて保険の徴収や資格管理や特性に応じたきめ細かい保険事業などを行っていくということは変わらないので、県に対して物を言うという、質問がちょっとわからないんですが……。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） そのところは理解しがたいということなんだろうと思うんですよ。町民からすれば、あるいは被保険者からすれば、この保険制度が破綻しちゃうという危機感のもとで、市町村ではそれは維持できないということ、あるいは破綻するということから鑑みて、

県が全体を統括するといいますか、そういう見ていくということになって、主に財政面で見ていくということを考えると、結局は町民の、あるいは被保険者の負担増になってくるといふことにつながってくるのではないかとということなんですよ。そういうことに対して、町民の健康を守ることになれば、町は県に対してきちんとこれ以上の財政負担といいますか、経費負担を被保険者に負わせるというふうな事態にはできないという、このことを県に対してきちんと言うことができなければ、被保険者の負担増そのものになっていくのではないかといふふうに私は思うんです。ですから、ただ町が実務だけ行っていくというのでは、本当に町民の健康を守れないということを思って、新制度についての今回の一般質問に取り上げた主な理由があるわけなんですけれども、そういう町として状況を鑑みて、県に対して意見書を出すというようなそういう仕組みといいますか、県に対してのこの取り組みというのも含めまして、町は県に対してそういう取り組みをするんだと、するんだというかしてほしいというような県への要請、要望というようなことにつきましては、どういうふうになるんでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） ただいまの質問ですが、国保制度改革そのもの自体が国全体で増大する医療費や少子・高齢化の進展による現役世代の負担増、国保の構造的な課題、年齢が高くて医療費水準が高くなるということを改革するために医療保険制度の安定化や世代内の負担の公平化、医療費の適正化によって医療費を減のほうへ進めていくという目的のもとにこの改革をやっているわけでありまして、それなので、負担増になるとかそういうことではなく、国民みんなの保険料の負担を安定化させたいということが目的の制度だと思っております。だから、先ほどの説明の最後にも言いましたように、各市町村ごとで保険者の負担が多くなるような場合は、激変緩和の措置とかもありますし、そういう対策なども考えられておりますので、町から県にそういう要望ということは考えておりません。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番（大森富夫君） 結局、話を聞いてみますと、町は実務だけをやる役割を担うだけになってしまうと。そして、財政の重要な一番は破綻にならないように県が統括するようなことになってしまって、結局は被保険者の負担増につながっていくというふうな受けとめられるわけです。だから、単に実務だけやっているのでは町民の健康を守っていくということにはならなくなってしまうのではないかとということを強く懸念するわけです。どうしようもない

と、県のやることだからどうしようもないとなってしまったんでは、直接町民の皆さんと接する町の行政の本来の役割を果たせなくなってしまうのではないかということをお願いわけです。せめて、その資格証明書発行、短期証明書を発行してもらえばいいんですけども、せめてのあれです。資格証明書だけだという、こういう払いたくても払い切れない方々にとっては、せめて短期証明書でも医者にかかっている時点におきましては、そういう取り組みだけでもしてもらいたいということ。そのことを独自に町は今、町で保険制度になっていたときには町がやれたわけですけども、その取り扱いにつきましては、県との対応についてはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） まず、これから国保の運営方針などを決めていく段階に今あるわけですけども、各市町村ごと集まりまして、連携会議などをこれから何度か開きまして、その町の状況やいろんな運営方針については話し合うことになっております。

資格者証と短期証の件ですが、これは今までどおりの対応になりますので、何ら変わるどころはないです。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 那珂川町の取り組みとしては、資格証明書発行というのがなかったということで、非常に一時期は評価されていたと思うんです。短期証明書で対応するというような形でやっていた一時期もあったと思うんです。今は、滞納すれば、もう保険証は発行されないというような形が、資格証明書ということじゃなくて、そういうふうな財産の差し押さえとか、保険証を発行しないと、こういうのが平然とやられるようになってきてしまっているというふうに思います。後退しているんじゃないかというふうに私は思うんですよ。

この際、新制度移行のこの機会におきましても、被保険者に対する対応というものをもっと優しく、本当に健康を守るような、そういう制度として生かすような町の取り組みをぜひ求めていきたいというふうに思います。

3点目に移ります。

米の減反政策廃止に伴う町の取り組みについて伺います。

町の基幹の産業の一つであります農林業は、町の第2次総合振興計画によりますと、就農人口は1,320人と全就業者の14.1%になっています。ことしのJAなす南の総会に向けた資料によりますと、取扱高は米が約13億4,000万円、野菜が約4億7,000万円、畜産物が約8

億8,000万円というふうになっています。各種のデータによりまして、米が農家収入における大きなウェイトをおさめていることがこの農協の資料だけを見ましてもわかるわけであり  
ます。

各農家は苦心をしまして、経営を維持してはおりますけれども、そのうち米について見ますと、減反をしている農家で見ますと、国の政策で約41%の減反をしてきました。減反をしない農家もあるわけですが、一概にそのことがよいとか悪いとかはいりません。なぜなら、どこの農家も生活がかかっているわけです。面積の多少にもかかわらず、41%も休耕と転作、このことをできない農家の心情というものはよくわかります。これまで、米の減反政策により、いわば農家をこの政策によって分断をしてきたわけでありまして、これが、これというのは減反政策です、これが廃止されることが決まったわけですが、一応そういうことです。今後は自由に作付できるように制度上はなったわけですが、実際は現場におきましては違うということになっていると思うんです。

はっきりしていることは、米の直接支払交付金が平成30年度からは廃止されるということになります。平成26年度からことしの平成29年度まで支払われてきた10アール当たり7,500円というのが廃止されるわけでありまして。もともと減反していない方とか、あるいは認定農業者ではないとか、集団化されていない農家とかそういったところには給付されていないわけでありまして、こういうその10アール当たり7,500円というものもなくなるということなんですけれども、そういうことも含めまして、以下米の問題につきまして、米の減反政策について伺っておきたいというふうに思います。

1つは、再生協議会におきましては、町は、こういう事態が起きまして、農家の暮らしを守る、あるいは地域農業を守っていく一環といたしましては、どういう方針を持って臨むのかということでありまして。

2点目は、町として独自に生産者に対して、この事態におきましての説明はどういうふうにしていくのかということでありまして。

3点目は、この政策転換は、当然ながら大きな地域農業に影響を与えていくわけでありまして、町長はこういう点ではどういうふうにご考へているのか伺っておきます。

以上3点を伺います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 米減反政策廃止に伴う町の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、再生協議会の今後についてですが、現制度での米政策は終了となりますが、平成30年産から新しく県及び町の農業再生協議会が主体となった米政策が始まります。町としましても、引き続き行政、農業団体、集荷業者などが一体となった農業再生協議会を通して、国や県と連携をとりながら、過剰作付による価格下落の防止のため、需要に応じた米づくりの推進と各種事業を取り入れた地域農業の支援、水田の持つ多面的機能の維持を推進していきたいと考えております。

次に、2点目、生産者に対する説明についてですが、新聞報道等で米政策の見直しについてはご存じと思いますが、既に生産者に対しては「平成30年産からの米の政策見直しについて」と題した概要版リーフレットでお知らせをいたしました。

今後は、具体的取り組み方法など、決定次第、速やかに情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、地域農業全体に対する影響についてですが、米政策見直しに伴う影響については、水田は作物生産機能と多面的機能をあわせて保持しております。生産機能の面からは、過剰作付による米価下落など、水稻を中心とした土地利用型農業経営が圧迫され、経営意欲の減退から作物生産機能が低下することが考えられます。作物生産機能の低下は、耕作放棄地などの拡大から多面的機能を低下させ、景観の維持、生態系の維持、保水機能の維持が困難となり地域環境の悪化が考えられますが、1点目で申し上げたとおり、町の基幹産業であります農業の振興に努めていきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 米の生産が再生産に償うような売り渡し価格にならないということで、米をやっていたんでは農家経営が維持できないということになって、その根本的な生産価格が引き上がればそういう悪循環というものが断ち切れるということになるわけですが、それがなかなかできないです。毎年毎年米政策の変化というものが根本的なことができないで、あの手この手の小手先のことをやっていて解決できないでこれまで来たというふうに思います。課長が言いますように、本当に地域農業を守っていく、景観とか、あるいは保水能力とか農業の持つ多様な機能を本当に生かしていくような取り組みをしていかなければならない、少しでもそういう点では地域農業を守っていくということ、そういうことでの一助といたしましては、補助施策について取り上げなくちゃならないと思うんですけれども、町としての取り組むべき重要な施策の一つだと思うんですけれども、認定農家に限らず農業をや

っていききたいと、このお米の問題でも米をつくりたいと、しかし、国の政策では7,500円さえも打ち切ってしまうというような事態に対しまして、町としては今補助施策と、少しでも農家を元気づけるような形、そういう政策というものがとれるのかどうかです。

この減反政策廃止という事態におきましては、決め手となるような農家に実収入が上がるようなものを行政として取り組まなくちゃならないと思いますので、その点はどういうふうになっているのか伺います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 今言われました、この30年から米の直接払い7,500円がなくなるということですが、この事業は、経営所得安定対策事業という中で取り組んでおります。30年からはその中のメニューの一つとしまして、米の直接払い7,500円の交付金がなくなるということで、それ以外の水田を活用した事業や戦略作物の振興、産地形成作物に対する助成、そういうものは変わりません。また、そのほかに、今の国・県の補助事業につきまして、きめ細かな対応策が盛り込まれております。そういうことも含めて町は推進すると。それと、国・県のメニューに載らないものにつきましては、町で昨年園芸作物振興対策事業というもの補助要綱を定めまして実施しております。その中では、ハード事業の設備の支援ばかりでなく、新規作物の導入のための支援ということもうたっておりますので、そんなことで産地が新しい作物で産地がつかれるような支援、そういうのも含めて実施していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 農業問題、米の問題の最後に1点伺います。

平成29年度は、栃木県は生産数量目標として29万2,326トン、全国ではなく735万トンというけど、面積で139万ヘクタールというふうに示されております。この指数で、一方、計画目標が那珂川町におきましては達成できないような一部新聞報道にも出ておりますけれども、減反は調整されないとはいえますけれども、しかし目標として各市町村がその数量や面積やこれを出していかなくちゃならないということが出ているわけです。しかし、那珂川町は達成しないという中の市町村の一つに入っております。この主要な要因と今後の対策につきまして最後に伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 大森議員のその達成されないというのは、昨年度は確かに達



成されておられません。面積にしますと9ヘクタールなんです。ですから、ことしにつきましてはその9ヘクタールは何とかクリアということで、再生協議会一致団結して、今転作の確認などを行いまして、今年度は目標達成に向けて努力しているところです。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 山間地域でなかなかその取り組みのやり方というのは平たんな地域とは違って、那珂川町との窓口の取り組みというのが必要になっているかと思うんですけども、農家の減収に見合った実収入を上げられるような行政としての取り組みをぜひ求めておきたいというふうに思います。

私、目下の一般質問では、学校等の問題に触れながら人づくりの問題、教育の問題、ほかに制度につきましてはの町民の健康を守る取り組みと、あるいは農業に触れまして特に米の問題で地域の産業、農業の振興などについて伺ったわけでありましてけれども、今後、第2次那珂川町の総合振興計画、この文章化されているもので本当に町民にとりましてよいものはぜひ進めていくということも含めまして、今回取り上げた3つの問題も含めまして、一層那珂川町として小さな町でありますけれども、きらりと光るようなこの取り組みをぜひともまとめていきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は13時20分といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時20分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

---

◇ 益 子 明 美 君

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さんの質問を許可します。

6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 6番、益子明美です。

通告書に基づき、一般質問を行います。町執行部の建設的な答弁を求めます。

子どもの居場所づくりサポート事業についてお伺いします。

県では、児童虐待の未然防止、連鎖防止や子供の貧困対策として、支援の必要な子供の居場所を広げることを目的に子どもの居場所づくりサポート事業を今年度より新たにスタートさせています。

児童福祉法の改正により、市・町が包括的、継続的な子育て支援を重層的に実施することとなるため、この事業の実施主体は町となりますが、今後、この事業に対してどのような考え方で進めていくのか町の考えを伺います。

1番目として、町はこの事業の対象となるゼロから18歳の児童・生徒でネグレクト傾向にある家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭の児童・生徒がどのくらい人数がいるか把握されているかお伺いします。

町は、現在までに支援が必要な子供たちにどのような支援を行ってきたのか伺います。

子どもの居場所づくりサポート事業の事業内容は、子どもの居場所運営費補助事業と子どもの居場所担い手育成事業の2事業に分かれています。県は、市・町へ財政支援と担い手育成を並行して実施していくとしていますが、町はこの担い手育成をどのように考えているかお伺いいたします。

子どもの居場所運営費補助事業の実施主体は市・町ですが、NPO法人や社会福祉法人等への委託を可能としております。事業の内容が食事支援と学習支援を必須事項としており、入浴、洗濯支援と保護者の相談支援を任意事業としています。全ての事業を行っていくことは重要な課題であるとともに、ハードルも高いように感じられますが、町はどのような考え方で進めていくつもりなのかお伺いいたします。

子どもの居場所の設置のためには、担い手の育成は必要不可欠であります。県では、コーディネーターを配置し、居場所づくりに向けた相談支援からネットワークの構築までを包括的に事業展開していくとしていますが、町も早急に担い手を育成すべく進めていくべきと考えますが、町の考え方を伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 子どもの居場所づくりサポート事業についてのご質問にお答えいたします。

県が推進している子どもの居場所づくりサポート事業については、子どもの居場所運営費補助事業と子どもの居場所担い手育成事業の2本立てとなっており、子どもの居場所運営費補助事業は市町村が実施主体となって県が居場所運営費の2分の1を補助するものであり、子どもの居場所担い手育成事業は、県がNPO法人、または社会福祉法人等へ委託して実施する担い手の育成支援及び居場所事業の運営安定化を図る事業であります。

まず1点目、対象児童・生徒の把握についてですが、子どもの居場所運営費補助事業の対象者はゼロ歳から18歳の児童等で、支援が必要な児童等と定められており、具体的には議員ご質問のとおり、ネグレクトと呼ばれる養育放棄家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭の児童等となります。ネグレクト家庭については、要保護児童対策地域協議会実務担当者会議の検討ケースの中で、ネグレクト傾向にある世帯として5件を把握しており、ひとり親家庭については、医療費助成の対象が153世帯となっております。また、生活困窮家庭については、現に経済的に困窮しているか否かは本人の申告によるものであるため、人数を把握するのは困難であります。参考までに私どもの把握している要保護と準要保護児童は合計で88人、63世帯であります。

次に、2点目、これまでの支援の内容についてですが、町ではひとり親家庭に対する医療費助成等の各種施策のほか、県や関係機関と連携した生活困窮者自立支援事業の学習支援等の実施や保護者の疾病等の事由によって一時的に養育が困難となった児童に対し、児童福祉施設へ預かっていただく子育て短期支援事業等を行っております。

次に、3点目、担い手育成についてですが、居場所を安定的に運営し対象者への支援を行っていくためには、高い専門性と意欲を持った担い手を確保することが重要であり、担い手となる人材または団体を育成することは、運営とあわせて一体的に考えていく必要があると考えております。

次に、4点目、町のこの事業に対する取り組みについてですが、子どもの居場所運営費補助事業は必須事業として食事支援と学習支援があり、任意事業として入浴、洗濯支援、保護者の相談支援、児童の送迎と事業内容が多岐にわたり、週4日以上で午後8時まで開設するなど、事業の取り組みについては十分な検討が必要と考えております。

また、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の学童期の子育て支援の戦略においても、

子どもの居場所フリースペース事業として計画をしていることから、あわせて検討していきたいと考えております。

次に、5点目、担い手育成への早急な取り組みについてですが、県が子どもの居場所担い手育成事業をこれから実施していきますので、県と連携を図りながら、担い手となる人材、団体等を育成していきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 再質問させていただきます。

県で、支援が必要となる子どもの居場所づくりということで、昨年度からモデル事業を取り組んで、ことしから本格的な事業実施となっているわけです。県では3カ年、ことし29、30、31年までと県の補助事業として市・町への実施取り組みを求めてきているものでありますが、町としても対象となる児童・生徒の数を先ほど課長の答弁から話されましたとおり、多数その該当者がいるわけです。そうすると、これは積極的に、早急に取り組まなければならない事業としての位置づけであると思いますが、今の全体的な課長の答弁からは、これから様子を見ながらというような感じではありますが、県からの助成を得るためには早急な取り組み、仕組みづくりが必要というふうに考えていますが、その辺は、町としては先ほど、まち・ひと・しごと創生事業の中で子どもの居場所フリースペース事業なども挙げられています。県が示しているこの事業と、町がこの総合戦略の中に挙げた事業とは少し認識がかけ離れた点があると思うんです。その点を整理して、どちらを中心的に、早急に進めなくてはいけないものなのか、その辺はどういうふうにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 町で計画しております子どもの居場所フリースペース事業につきましては、目的は家庭や学校以外に行ける場所、そこに行けば自分らしく安心していただける、自分の中のエネルギーを蓄える居場所づくりをつくるというような目的を立てております。

対象につきましては、要保護児童対策地域協議会にケースとして挙げられている子供などを考えております。

詳細については、これから県の補助事業も含めて考えていきたいというふうに思っております。

ますが、先ほども言いましたように、県の補助事業については週4日以上8時まで、また今年度から3年間の間に1年しか補助を受けられないということなど、ハードルが高くなっておりま。これらのことも踏まえて検討したいと思っております。

また、現在食事だけを提供するというようなことで子ども食堂というのがあると思うんですけども、そちらを実施したいということで、ボランティアが社会福祉協議会のほうと協議中でありまして、月1回程度の実施を考えているようです。この事業の実施状況も見守りながら、町が考えている子どもの居場所づくりとして実施できるかどうか検討していきたいというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 町が総合戦略に挙げている計画と、県が市・町に実施してくださいよと言っているこの居場所づくりサポート事業は同じような考えのもとに事業として考えられているというふうに把握してよろしいんでしょうかね、今の課長の答弁ですと。そうすると、町としては5年以内に2カ所をサポート事業として子どもの居場所をつくるというふうに挙げているわけですから、早急にこの補助事業とリンクさせるためにも、計画をしっかり立てないといけないというふうに思います。

何と云っても、対象となる児童・生徒がこのようにたくさんいるという現実があるわけですから、それは早急にしないといけないというふうに考えておりますが、まち・ひと・しごと総合戦略の中で位置づけられている計画というのは5年間の間にということなんですが、この計画の中でいくと、何年後に実質1カ所、そして2カ所目というような計画を立てられているのか、そちらのほうの事業の計画をまずお伺いさせていただきたいと思。います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 先ほどのまち・ひと・しごと総合戦略の中の町のほうの計画ですけども、それと県の補助事業とあわせて、検討していきたいというような話をしましたが、内容については、まだ補助事業についても、県のほうといろいろ話をしていかなければならない問題もありますし、先ほど言いました子ども食堂、どのように進んでいくのかということもありますので、これから推移を見ながら内部での検討、あるいは子育て会議での意見というようなものも踏まえて計画していきたいというふうに思。います。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 総合戦略に載っているんですから、ある程度の計画というのは町であって当然かなというふうに思って質問させていただいているわけなんですけど、なかなかそこが県の補助事業の実態に合うものに進めていくのか、町として独自に路線を決めて町単でやっていくのか、いずれにしても県の事業としての補助は1年限りということなので、その後は町が主体となって財政負担をしていかななくてはいけないところもあります。しかし、ネグレクト傾向にある家庭やひとり親家庭、生活困窮家庭の方たちの家族も含め、子供たちの本来に健全な育成を目指す上ではなくてはならない居場所づくりということになるんですよ。ですから、町としてきっちり早急にどういう形を取り組んでいくのか計画を立てていただきたいというふうに思うんですが、ちなみに町長はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 町長はどう考えるか、常々申し上げているように、課長の答弁と同じですということですが、子供の健全育成のために本当になくしてはならない、この町内にも対象の子供が大勢いる、早急に立てていかなければならない、このように考えております。

ただ、町の総合戦略と県の補助事業、補助事業でいただけるものはできればいただきたいと思っておりますが、1年限りということもありますので、まずは担当の中でその辺の整合性、どちらがいいか、あわせたほうがいいか、それを検討させていただきたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） たびたび議会の質問の中でも、生活困窮家庭、子供の貧困対策、児童虐待についてもいろいろと質問をさせていただいてきた経緯がありますし、それは私だけではないので、そういったさまざまなことに対する対策というのは、町の中で当然とられていると思いますが、なかなかそれだけでは対応しきれないところというのはたくさんあると思います。

町、行政だけでなく、地域の担い手の方々が地域の中でしっかり見守りサポートしていくということもあわせて大事な役割の一つだと思います。そういった意味で、担い手の育成というのも県では掲げておりますし、担い手の本当に大変な事業ですので、普通のボランティアという形ではなかなか困難なところがあります。その担い手というのを育てていかななくてはならないというところがありますが、町としてはその担い手育成に関しては取り組んでい

くという方向を示されていますが、具体的にどういった取り組みを考えられるのか、もしお考えがあるのでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 担い手につきましては、県が考えている補助事業については、高い専門性を有し、経営の安定したNPO法人等に委託するというようなことが現実的かなというふうに思っているわけですが、これから県の担い手の育成事業が始まりまして、今、県のほうでNPO法人等の委託先を募集をかけているところですが、7月から実施したいということで県のほうでは考えているようです。ですから、その中でコーディネーターを配置して研修会や事例検討会、あるいはネットワーク会議等を考えていくということでもありますので、そちらのほうの研修会や事例検討会等に出席できるような人材、あるいは団体を発掘して、今後参加していただきたいというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 県がコーディネーターを配置して研修会とか事例研究会、ネットワークを構築するということに町も積極的に人材を送り込むということでもありますので、ぜひそうしていただければと思いますが、先ほど課長の答弁にありました子ども食堂が近々始まるということで、これは現在行われている学習支援の子供たちに対して子ども食堂という形で食事を提供するということが始まるというふうに私も聞いています。こういう方たちも本当に意欲のある方たちをさらに一歩進んだNPOを立ち上げたり、さらにこういった事業を担っていける人材となっただけのように、ぜひ研修会のほうへ勧めていただけたらと思いますが、そのほかにもこういった事業に関して興味を持ったり、ぜひ担い手として勉強していきたいという一般の方というのが数多くいらっしゃると思います。そういった方たちへの研修、人材発掘については、どのような手法をとられるのかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 一般の方については、7月から県のほうで始まります担い手育成事業の中の研修会等、一般の方が参加できる内容なのかどうか、ちょっと内容については、まだはっきり示されておりませんので、ちょっと研究してみなくてはわからないんですけども、そういったようなものが一般の方でも参加できるということであれば、広報やケーブルテレビ等を通じて募集をして参加していただきたいというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） この子どもの居場所づくりサポート事業という事業、町としても早急にきちんと体系立てて進めていただくべく取り組んでいただきたいと思います。ひとり親家庭等のさまざまな困難を抱える子供たちを地域で見守るという拠点としてのあり方をきちんと明確にして、そこに行政もしっかりかかわっていくということを言い続けていただければと思います。

要望して1つ目の質問は終わりたいと思います。

2番目の質問に移ります。

馬頭処分場問題について伺います。

町長は、午前中の石川議員の質問で、2期目の出馬についての意向を述べられておりましたが、その中で処分場に関することは地域振興に触れられていただけで、安全対策等については述べられていませんでした。このような重大な問題に対して、安心して安全な処分場設置について本当に触れなくてよかったのでしょうか。もし2期目も就任されることになりましたと、この処分場の問題に関しましては、県と環境保全協定を締結される重要で重大な役割と責任を負う立場となられるわけですが、その覚悟はありますか。処分場問題は町の将来を左右させる重大な課題であります。町民の安全で安心して暮らしていかれる生活を守れるかどうかは町長の重大な責務であります。町長が述べられました情熱と高い目標をぜひ処分場の安全対策にも充てていただきたい。町長のお考えを真つすぐに町民に届くように誠実にお答えしていただけることを期待して質問します。

1つ目として、県では6月21日に開札が予定されており、7月中旬には事業者が決定、公表され、8月には県と事業者において基本協定が締結される予定であります。基本協定の内容は町に示されているのかお伺いします。

基本協定は県と事業者で結ばれる予定ですが、町が入らなくても本当によいと考えているのか伺います。

基本協定書の中では、環境保全協定についてはどのように位置づけされ、示されるのかお伺いします。

環境保全協定の内容の協議は、平成29年度中に済ませたいと28年12月定例会での佐藤信親議員の一般質問に答弁されておりましたが、現段階での内容はどのようになっているのかお示しいただきたいと思います。

環境保全協定での放射性廃棄物の受け入れ基準値はいまだに明確にされておりませんが、



環境保全協定の協議は目の前に迫っています。町の考え方をぜひお示しいただきたいと思えます。

P F I 事業について、また環境保全協定に対する町の考え方や県の考え方、基本協定の内容についてなど、今まで一度も議会に示されることなく現在まで来てしまいました。先ごろ正式に議長名をもって文書で申し入れをさせていただいたと聞いておりますが、これはいつ実現される見込みなのかお伺いたします。

以上、1回目の質問とします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 益子議員の馬頭処分場問題についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、基本協定の内容の町への提示についてですが、馬頭最終処分場整備運営事業による基本協定としてお答えをいたします。

この基本協定書案は、栃木県が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるP F I法により、馬頭最終処分場整備運営事業にかかわる民間事業者の募集及び選定を総合評価一般競争入札を実施するに当たり、平成28年10月13日、関係資料の一つとして県のホームページで公表されております。町には同じ資料が提示されております。

次に、2点目、県と事業者による基本協定締結への町のかかわりについてですが、この基本協定書は県の入札に参加し、落札した事業者との間で事業契約書の締結に向けて取り交わすもので、県が行うP F I事業の実施にかかわる手続の一つでありますので、町が入ることはありません。

次に、3点目、基本協定書の中での環境保全協定とのかかわりについてですが、この基本協定書においては、県と落札者との間で事業契約書の締結に向けて必要とされる事項を規定するもので、環境保全協定に規定する内容とは異なるものであります。

次に、4点目、環境保全協定の内容協議についてですが、環境保全協定の内容につきましては、処分場にかかわる基本的事項など、県と町とで検討、協議を行い、今後協定案に向けての取りまとめを行う予定です。

次に、5点目、環境保全協定での放射性廃棄物の受け入れ基準値についてですが、これまでの一般質問でもお答えしてまいりましたとおり、受け入れる廃棄物の放射能濃度は県と協議する環境保全協定の中で検討したいと考えております。

6点目の質問については、担当課長に答弁させますのでよろしくお願いたします。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） ご質問の6点目、PFI事業等に関する町・県の考え方についての協議の申し入れということでございますが、本件のPFI事業に関する勉強会の開催につきましては、現在実施方法、日程について調整中でございます。準備が整いましたらお知らせをしたいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 再質問させていただきます。

町長は2期目出馬に向けて、午前中にさまざまな振り返りと今後の課題ということで述べられたわけなんですけど、処分場に関しては本当に安全であるのか、安心して本当に任せられる処分場を県がつくっていくということを町としてきちんと見守れるのかということを知っているわけなんですけれども、それは全然石川議員の質問の中ではお答えになられませんでした、地域振興のことは触れられていましたけれども。でも、町民にとって処分場問題で一番大切なことは安心して生活していけるか、風評被害がないのか、本当に健康への被害がないのか、処分場というのは本当に那珂川町にとっていいものなのか、どうなのかということなんです。その辺をきちんと県と協議できる、県に物を申すことができないと県の言うなりというような形にはなってきたわけですよ。

実際、基本協定は県と事業者の事業契約前のさまざまな取り交わしのものではありますけど、例えば笠間の処分場ご存じですよ、馬頭処分場がモデルとしている笠間市につくられている茨城県の処分場ですが、これに関してはきちんと茨城県と笠間市、そして事業団が財団法人茨城県環境保全事業団、この3者が基本協定を結んでいます。なぜ基本協定を結ぶのかというのは、その趣旨に見事に描かれているんですよ。3者がなぜ基本協定を結ぶのか、それは地域住民の安全及び地域環境への保全を最優先にするという意味ですよ。それを町としては事業者と結ばなくていいのだろうか、そういうことをお聞きしているわけなんです。

町は平成20年に確かに県と基本協定を結びましたよ。でも、平成20年ですよ。もう何年前ですか。この処分場ができるのは、稼働開始が35年ということになっておりますので、その間15年もたってしまうわけですよ。県営といていた県が主体となって整備計画して事業実施をするとしていたものがPFIによって事業者がSPCとなって運営していくわけですよ。そうするともうどんどん変わってきているわけですよ。本当に安全で安心な地域づくり

として、この処分場がそれに見合ったものかというのは、もう根底がなし崩しにされているといっても過言ではないというふうに思います。

そういった意味でも、この基本協定、3者間のですよ、県と事業者と町の本当に地域住民の安全及び地域環境の保全を目指したその趣旨にのっとった協定というのが結ばれるべきであると思いますが、町長はいかがお考えになりますか、伺います。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○6番（益子明美君） 町長にお聞きしました。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 課長が答弁申し上げることは私の答弁とお考えいただきたい。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） それでは、ただいま益子明美議員のご質問にお答えします。

エコフロンティアかさまにおきましては、茨城県知事、それと財団法人茨城県環境保全事業団、それと笠間市というその3者に……

○6番（益子明美君） もう少しはっきり答弁していただけますか。

○生活環境課長（大武 勝君） 失礼しました。

エコフロンティアかさまにおきましては、茨城県知事、それと財団法人茨城県環境保全事業団、それと笠間市との3者によります基本協定を結んでございます。県の財団法人に対する責務としましては、指導、助言、その他必要な支援を行うものとしており、県と財団法人は一体的なものであり、県と財団法人及び市の3者協定となったものです。

この笠間処分場の経営業者については、基本協定の当事者となっておりません。それを踏まえて、県、町、SPCとの3者協定につきましてでございますが、馬頭処分場はPFI事業発注者が県であり、本事業に関する基本協定や契約の締結については、県と県の委託を受ける特別目的会社であるSPCで取り交わすことになっております。このため、町がSPCと協定を結ぶことはないということでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 町長は午前中に次期町長選への出馬を表明しているわけですよ。ですから、この馬頭処分場に関しては、自分のお考えを自分の言葉でお答えになるのが町民に対する真摯な対応というふうに思ってお伺いしたのに、課長の考えは町長の考えというような

答弁ではお聞きになった町民の方は本当に残念に思うと思いますよ。町長の考え方が課長に浸透するわけですから、ここで町長がお答えになってしかるべきだし、私は町長にお伺いしたつもりなんです。それなのにそういう答弁の仕方はどうなのかなというふうに本当に残念で仕方がありません。

基本協定についてお伺いしているわけですが、今回7月に行う基本協定というのは、事業者が県と契約についてのその前段での協定だというのは認識しております、私も。そうではなくて、新たに、20年に町と県が交わした基本協定書、これをもとにもっときちんとした協定書を交わすべきではないのかということをお伺いしているわけですが。その趣旨の第一はやはり安全ですよ、安全の確保が最優先ということですよ。それをないがしろにしたまま結ばれている基本協定、そして環境保全協定であるからいいでしょということではないと思います。

笠間に関しては、県と市と財団事業者が対等な立場に立って地域住民の安全及び地域環境の保全を最優先に確保していくために相互に連携していくんですよと、その上の立場に立った文言をきちんと決めて3者協定をしているわけですよ。そういったものというのは、基本的な姿勢として大事なものじゃないでしょうか。

県に町が処分場を要請したという立場から、これはこういうものをきちんと結び直してください、そういった考え方をどこでお示しいただけるんですかということぐらいは容易に聞けるわけですよ。そういったことは全くやってこなかったんでしょうか、お伺いします。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 環境保全協定につきましては、町は最初に基本協定書、これにつきましては平成20年に県と町とで結ばれたものでございますが、その中身については、その他処分場に関し必要な事項については、別途協議し協定を締結するという形で進んで中身に記載されてございます。県と町については、以前から環境保全協定の中身につきましては、今回PFIという事業が始まりましたが、その中でSPCという管理運営の会社が、特別目的会社が今後進めていくわけなんです、その事業内容につきましては、前回の一般質問の中でお答えしてきましたように、まだその中身については決定されていないというところがございまして、ただ、県とは今後中身について精査していくというような形になってございます。町の要望等、その課内等において、十分協議しながら県と話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 県と協議という時間がもう相当数あるわけですよ。

先日、課長にこの馬頭最終処分場に関する基本協定書、正式な文書を見たことあるんですかとお伺いしたら、いや、見たことないですと。総務課の金庫に大事にしまっていてありますとおっしゃっていましたよね。協定書、課長になったんですから、その基本協定書の原本をきちんと確認する、そしてそれをしっかり内容をのみ込んで県とやりとりをするという、本当に基本のところ立っていただきたかったわけですが、その後、基本協定書は確認されましたか。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 基本協定書は、今手元にあります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） これは、県と町との基本協定書ですよ、5項目ありました。文書に関しては、栃木県知事と当時の町長でありました川崎和郎氏と結ばれておりますが、きちんとした公文書というんですか、印鑑がつけられたものは私たち議員としても誰一人と思いますが、見たことがないんですよ。笠間の基本協定書はしっかり公文書としたものが誰でも見られるような形になっている、それだけ明確に情報開示をしているわけですよ。少なくとも、この馬頭処分場に関してはそういうことすら行われていない、そういうことから本当に町民は不安に思いますし、本当に馬頭処分場に何が入ってきてしまうのかという、こんな大事なことが起きて、福一の事故発生以来、放射性廃棄物が入ってくるかもしれないという事態に陥っているわけですから、その基本である安全性の確保が大優先とされた基本協定書というのは3者間で必ず締結されるべきというふうに思います。それに関して、少しでも県と協議されるのかされないのか、はっきりお答えしていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） S P Cと環境保全協定のかかわりでございますが、県とS P Cで結ぶ基本協定、その4条の中に、事業者は県と那珂川町とが締結する環境保全協定等を遵守して、本事業を遂行するものとうたっております。よって、安全性については、その保全協定の中で確保したいと思っておりますが、またその内容については、S P Cのほうからの提案がございますので、これから一緒に協議をしていくという形になるかと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） それでは、3者による新たな基本協定というのは、検討すらしないというお答えでよろしいんですか、確認です。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 先ほど申し上げましたが、SPCの立場につきましては、県と請負業者というような形になります。ですので、その契約上の中に町が入ることはないというお答えを先ほどさせていただきました。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 非常に残念なお答えですよ。一番の処分場の安全性の確保、地域住民の安全及び地域環境の保全という大優先の命題がきちんとどこで担保されるのかというのは、3者協定の基本協定の間であるというふうに私は思います。その基本協定の中で、さらに細かい環境保全協定というのが結ばれるまで、詳細についてはそちらを遵守するという形をとられるのが普通ではないかというふうに思います。検討すらしないという町の態度は本当に安全で安心な処分場の建設に向かうのかというのは甚だ疑問であります。

それについては、基本協定は行わないという立場ですので、これ以上議論しても進まないもので、違う質問に移らせていただきますが、環境保全協定はこれから結ばれていくわけですが、その中で、県とさまざまな協定を協議していくと思いますけれども、県と事業者とのリスク分担というものが示されていますが、物すごくそのリスク分担というのは曖昧ですよ。例えば、住民対応リスクなどに関しましては、何を住民対応リスクとして考えるのかわかりませんが、事業の実施そのものに対するものは県、選定事業所の実施する業務に起因するものは事業者というふうに分かれていたりします。しかし、どこを見てもそのリスク分担の中に、この基本協定でお願いしている風評被害に対するリスク分担というのは示されていません。もしこの中に風評被害に対するリスク分担というものが示されているとしたら、どの部分に当たるのかお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 答弁願います。

町長。

○町長（福島泰夫君） 益子議員の県とSPCとのリスク分担ではなくて、私からは県と町で結びました基本協定の中に、万一風評被害を含む被害が生じた際は、県は責任を持って補償する、町としての立場は全て相手方は県という認識で当たりたい、このように思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） じゃ、仮に、風評被害等のリスクが生じた場合は全て町としては県にリスクを負わせるという認識でよろしいんですね。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） そうしますと、それは環境保全協定の中で明記されるものというふうにかえますけれども、その中で、無過失責任、損害の発生において、加害者の過失の有無にかかわらず損害賠償責任を負わせる、要するに風評被害、処分場ができるということによって、風評被害って必ず起きるんですよ。そうすると、農作物が今まで売っていたものが売れなくなる、それについては、損害の発生において加害者の過失の有無ってなかなか立証できないものですよ。そういったものに関しても、きちんと損害賠償責任を負わせるというふうに関に言わせるということによって理解してよろしいんですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま益子議員がおっしゃる処分場があることによって生まれる風評被害、これは全くないとは言い切れないと思います。ただし、農産物等におきましては、価格の下落とかそういう数字的な根拠をもって風評被害である、このように申し述べなければ風評被害の認定というのは難しい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 私は無過失責任のことについて言っているんですよ。無過失責任、要するに損害の発生において、加害者の過失の有無にかかわらず、損害賠償責任を負わせることができるという無過失責任の担保を県ととるんですかというふうに言っています。それを風評被害に充てるのかというふうに関、この環境保全協定の中でしっかり風評被害のリスクに

関しては、その無過失責任をきちんと担保として県にとるというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） そのような方向で県と協議をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

[6番 益子明美君登壇]

○6番（益子明美君） そうしますと、仮に、いや、県はそんな風評被害なんて処分場ができてから起きていないよというような、じゃ、その立証をしてくださいということにかかわらず、作物の価格の下落とかを、塩谷町においては指定廃棄物の処分場ができる可能性があるというふうに候補地になった途端に、市場での売買価格が下落しているというそういう事態があるわけですよ。そういう事態に対しても、きちんと損害賠償責任を県に負わせるというふうに理解してよろしいんですね。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいま議員おっしゃいましたように、できるというそういう話だけで、いわゆる下落、これを立証してやっぱり風評被害の損害賠償、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

[6番 益子明美君登壇]

○6番（益子明美君） ですから、立証をしないことが前提なんですよ、無過失責任というのは。立証することを前提にしていたら、無過失責任とはいわないんです。立証するのが大変だから本当に損害賠償どうしようとなるときに、被害者となる町の住民の人にとって優位な立場で物事を進めていかなければならない環境保全協定なんです。ですから、立証する責任がなくても、きちんとその事実が過失の有無にかかわらず、その事実が発生した時点において損害賠償を負えるという無過失責任を担保としてつけるのかというふうに聞いているんですが、そういうふうな理解でよろしいですか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 立証というのは、とにかく下落したこの事実、これはやはり事実として伝えなければいけない、このように思っております。

下落していないのにここに処分場があるから風評被害だ、それだけでは説得力に欠ける、



いわゆる下落したこの事実、これは把握して県のほうに申し上げなければいけない、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 私の認識と町長の認識は大分ずれておりますよね。私も町長も町民の立場に立って質問しているし、答弁されていると思います。町民の被害、健康被害、それからそういった収入に対する被害、そういった風評被害に対しても、基本協定にきちんと述べているわけですよ。万が一、風評被害を含む被害が生じた際は、県は責任を持って補償すると述べているんですから、この無過失責任という文言をつけるかどうかということについて、はっきりお答えいただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 全ての仮定、たられればのもとに答弁はできないと考えておりますが、民法上の不法行為、責任とは異なり、立証責任の分配の議論は議論には当たらない、このように考えております。

仮に、県に具体的な過失がなくても、風評被害については県が責任を持つ、このような認識をいたしております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） うまく逃げているとしか言いようがない答弁ですよ、本当にね。だから、それが無責任だというふうになっちゃうわけですよ。町長は次の町長選にも出馬されて、次の重大な環境保全協定の協定として責任を負う立場になるやもしれないんですよ。そういった方が現時点において、明確な答弁がこの大きな問題である馬頭処分場に関する基本協定や環境保全協定に対する明確な答弁ができないというのは、本当に残念なこととしか言いようがないですよ。本当に町民は風評被害に対する心配や健康被害に対する心配をしているわけです。それを明確に町長は町民の立場なんですから、県に物を申せるはずなんですよ。そういった立場で、県の立場ではなくて町の立場で物事を言うわけですから、そこははっきり言えるはずですし、無過失責任というものを文言として加えていくべきだというふうに私は言わせていただきたいと思います。何度言っても同じような議論になってしまうんでしょうが、町長のその不確かな発言、この処分場に関する考え方というのは、ここで本当に明らかになっていくというふうに考えますので、もう少し文言には丁寧な、そして誠意を持

ってお答えしていただければと思います。

それとともに、環境保全協定の中には重大な問題である受け入れ廃棄物の基準値というのがあります。その考え方もずっと同じ答弁なんですよ。本当に残念でなりませんけれども、ここではっきりとした明言はできないという言い方しかしていません。ですが、前回の町長の考え方では、自分の中にはいろいろ勉強して1つの考え方があるみたいなことを言われていたんじゃないかなというふうに思います、考え方としてですよ。幾つにするというふうには言えなくても、考え方として町民に寄り添った安全対策を万全にしていけるための基準値というものの考え方を示されればいいと思うんですが、そのことに対してもう少し丁寧に説明をお願いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この数字の件につきましては、今ここで数字を申し上げればひとり歩きする、それは皆さんもご承知かと思います。その中で、これから検討、協議をいたします環境保全協定の中でしっかりと議論をし、私の考えも述べさせていただきたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

[6番 益子明美君登壇]

○6番（益子明美君） 最後までそういうような答弁なんですよね。これが、仮にどなたか町長選でも立候補してその点が争点にでもなればはっきりとした明確なお答えを持って臨まれるのかなというふうに思いますけれども、ここでは示されないということ。でも、ここはちゃんとした議論の場であるし、私たちの町民代表の議員の質問に真摯に答えることが、町民への本当の町長への真摯な姿勢を見せるチャンスでありますので、そういうお答えは本当に残念でなりません。そのさまざまな基本協定、環境保全協定もこれからというところではありますが、無過失責任に関しては、必ず最大限環境保全協定の中で風評被害対策として担保をしていただきたい、それともう一つ、瑕疵担保責任に関しては、リスク分担の中で、施設の瑕疵リスクもこれも事業者と県とに分かれています。風評被害に関しては1つ県の責任ということで明確にしておりますけれども、施設の瑕疵担保責任は多分、県はとるんでしょうけれども、その瑕疵担保責任以外にも健康被害に当たるような事態にならないために、町としてはどのような担保をとって、その環境保全協定の中で取り決めしていきたいというふうに考えているのかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 今回の環境保全協定につきましては、そういった中身についてまだ協議がされていないのが現状でございます。益子議員からのそういった意見があった場合についてのものについては、意見として県のほうとこういった取り入れについて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

[6番 益子明美君登壇]

○6番（益子明美君） 県と協議をしていないというのは、ちょっと考えられないんですよ。もうずっとこの質問をしてきていますし、ずっと県との、課長は新しく課長になられたので引き継ぎされていないといわれればそれまでなのかもしれませんけれども、前室長はいろんなところに環境保全協定についての取り決めの仕方を実施視察に行っているわけですよ。新しい課長として就任して環境保全協定について協議していく一番の責任者の立場となられる大武課長に関しては、この環境保全に対する協定の取り組みに対してのお考えを最後に聞いて質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 私の考えという形でございますが、環境保全協定については、これからつくるわけなんです、先進事例の項目、内容を参考にしながら、実は今月から県・町において作業に着手する予定でございます。年度末を目途として協定書案の大綱として取りまとめも考えてございます。ここについては、内容についてはでき上がるというか、皆さんにお示しできるような時期がきましたらば、お示しをしていきたいと思っております。

環境保全協定の内容については、先ほども申し上げましたが、県と協議の中で何が必要か、さらにもっと必要なのかどうかは、内部のほうと協議しながら今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○6番（益子明美君） 終わります。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さんの質問が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、本日の協議日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分